別記様式第３の９（第七条の七関係）

岐公委（交指）第　2600045　号

放置違反金公示納付命令書

１　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

２　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

３　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月12日

岐阜県公安委員会　印

記

別紙のとおり。

別　紙

弁明通知書番号
53-101-260929-004005
53-101-260929-015004
53-101-260929-015006
53-101-260929-015007
53-101-260929-015010
53-101-260930-015002
53-101-261001-015002
53-101-261001-015003
53-101-261002-015011
53-102-260927-022001
53-103-260921-667023
53-104-260926-667585
53-105-261003-667961
53-107-260929-662571
53-109-260930-666569
53-109-261001-668671
53-109-261002-668673
53-112-260816-663438
53-112-260906-669611
53-114-260914-669001
53-117-260918-669406
53-117-260929-665409

弁明通知書番号

許可
第 192 号
R8・11・26限
岐阜県警察本部 101